

川内原発審査における汚染水問題

問題1. 川内原発では福島事故のような汚染水問題は審査されていない。福島汚染水問題を反映した設備や手順は求められていない。

- ・規制委員会の審査書 p.351～357では、格納容器の破損は上部に限られているようで、端的には、格納容器上部に届く放水設備とシルトフェンスしか求められていない(右図)。
- ・この評価方式は、今年4月30日の布田発言と一致していて、福島事故のような汚染水は審査対象になっていない。

⇒この内容の再確認

※資料1：審査書ではこの問題で挙げられている法規は以下の2つ。

- ◆設置許可基準規則 第五十五条 (工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備)

発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない。

- ◆実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準

1. 12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

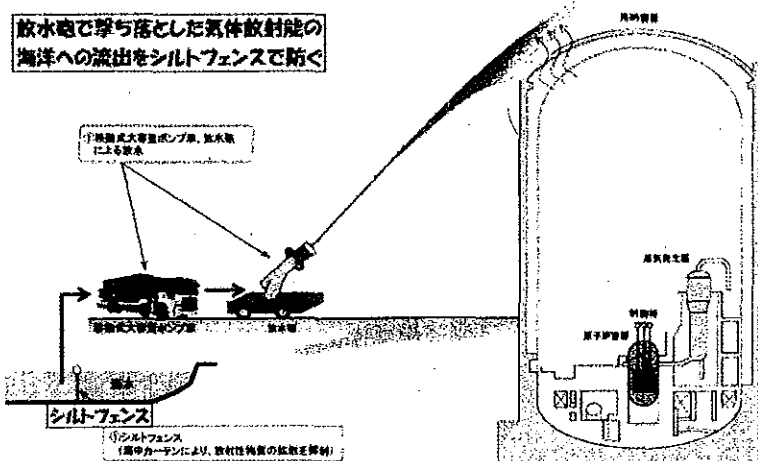
※資料2：4月30日交渉での布田・安全規制管理官付管理官補佐の発言

「個々の事態では今、1F事故のような汚染水の関係においては、規制基準の中では対応を求めておらないと理解していますので、我々としては、規制基準のもとで審査を続けていくということです。

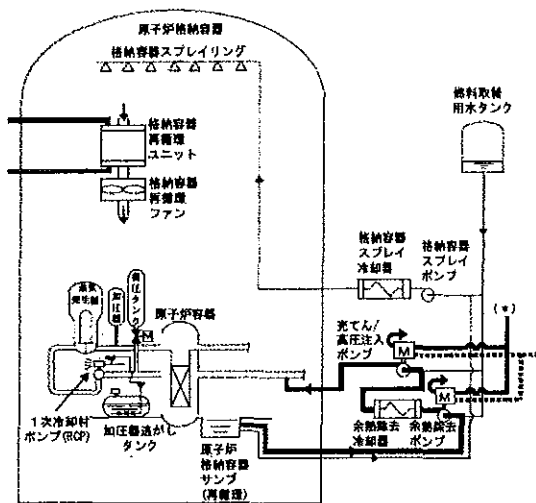
問題2. 設置許可基準規則55条では、格納容器の破損に至った場合を想定しているが、下部からの汚染水が流出するような破損は想定していないのか。なぜか。その根拠は。

- サンプルからの配管(次頁図)が破損したとき、汚染水は直接地面にしみ込むのでは？

3. 原子炉設置変更許可申請書の概要 (放射性物質拡散抑制) 3/6



川内原子力発電所1, 2号機の新規制基準への適合性について
2013年7月16日 九電

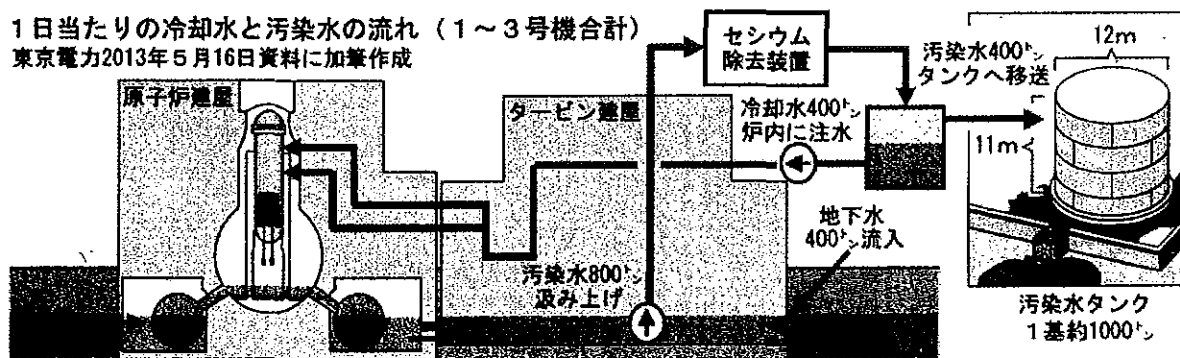


重大事故等対策概要図(長期対策)

問題3. 福島第一原発1～3号機では、現に格納容器が破損して、デブリで汚染された冷却水が格納容器を貫いて流出しているのではないか。このことの確認。

その結果、海洋を汚染するような深刻な事態が起こっている（後の補足説明参照）。

事故が起こった後に「特定原子力施設の指定」方式を適用することで済ませるつもりなのか。しかしそれでは、現に起こっている福島の事態を避けることはできないのではないか。



問題4. 規制委員会の組織理念は次のようにうたっている。

規制委員会は、「福島原子力発電所事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないために」設置された。

「このような事故」の中には当然汚染水問題も含まれるべきだが、なぜ、どのようにして汚染水が格納容器から外部に流出しているかは把握されているか。「教訓に学ぶ」べき内容が未だ確定していないのではないか。

問題5. 設置許可基準規則37条2項を考慮しないのはなぜか。

※資料3 第三十七条（重大事故等の拡大の防止等）

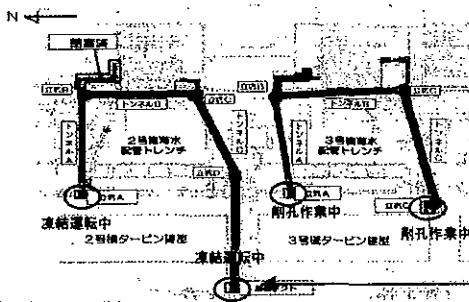
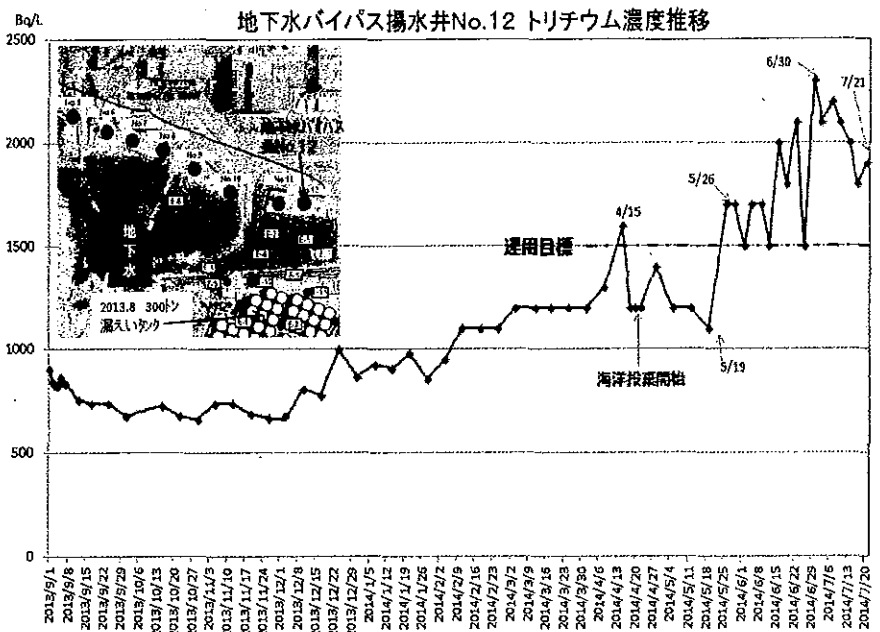
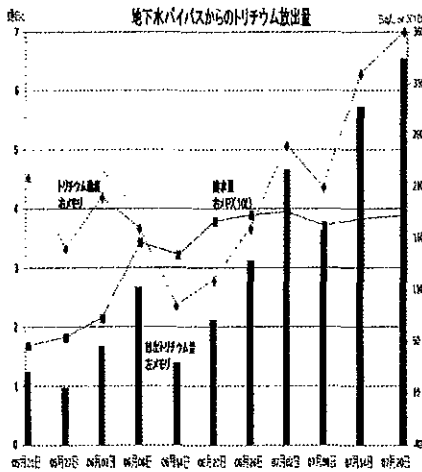
2 発電用原子炉施設は、重大事故が発生した場合において、原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。

問題6. 結論

- ① 福島第一原発では汚染水問題が深刻な事態を呈している。これは福島事故の継続・拡大である。重大事故後に、デブリを冷却して生み出される汚染水が格納容器を貫いて外部に流出している、これが汚染水問題の根源である。
- ② 規制委員会の組織理念に基づけば、川内原発でもこれと同様の事態が起こり得ることを認め、それに対する対策（設備・手順）を電力に求め、その審査を行うべきである。しかし、そのような審査は行われていない。求めている設備・手順は、端的に言えば放水砲とシルトフェンスである。
- ③ 重大事故が起こった後に「特定原子力施設の指定」をしたところで、現在の福島原発のような深刻な汚染水の事態が発生した後のこととなる。
- ④ 以上により、川内原発の再稼働は到底認められない。

■補足説明：福島第一原発の汚染水問題

- ① 昨年8月の300トン漏れの影響は、揚水井No.12の濃度上昇となって現れている。海洋へ6日目ごとに汚染水が放出され、5～6億ベクレルのトリチウムが毎回放出されており、放出水のトリチウム濃度は次第に上昇している。
- ② タービン建屋とトレンチとの接合部の凍土方式はうまく行っていない。海側トレンチ内に滞留している高濃度汚染水が海洋に流出することが強く懸念されている（6月25日規制委、更田発言）。これでは1～4号機を囲む凍土方式がうまく行くという保証もない。
- ③ 1日に400トン+アルファの汚染水が発生し、ほぼ2日に1基のペースで汚染水貯蔵タンク（1千トン）が必要になる。昨年8月に300トン漏れを起こしたのと同じフランジ型タンクは全体の約7割を溜めているが、そこに中古品が使われていることが判明した。
- ④ 下部透水層からもトリチウムが検出された。
- ⑤ 要するに、汚染水は敷地内にあふれんばかりに溜まっており、今後もすさまじい勢いで溜まり続けることになるが、アルプスも絶えず事故を起こしているので、汚染水問題を解決する目途はまったく立っていない。海洋放出はやめるべきである。



2号機掘削ダクト凍土部の温度状況

【測温管計測温度状況（時系列）】

凡例 □: 8℃以上 □: 4~8℃ □: 0~4℃ ■: 0℃以下

